

日本産業衛生学会
近畿地方会ニュース

発行所 日本産業衛生学会近畿地方会事務局
(事務局 藤木幸雄)
〒571 大阪府門真市殿島町7番6号
松下産業衛生科学センター内
TEL 06-906-1631
発行責任者(地方会長) 堀口俊一

1994年あけましておめでとうございます



関西国際空港

(写真提供：関西国際空港株式会社)

新年を迎えて

近畿地方会長 堀口俊一



会員の皆様方、新年おめでとうございます。私ども地方会では、昨年改選によって選出されました新しい体制のもとに、地方会の“活性化”が進められてまいりました。これには、その中核として活動する幹事会が復活し、原動力となっています。本部の理事に加えるに活発な若手の方々が幹事に就任して、幹事会での熱心な討議と、その結果を実践に移す努力がなされてきています。これまで、地方会会則の改訂、地方会ニュースの充実、研究会の見直しと助成金の増額などが検討され、実行されつつあります。さらに選挙制度の改訂に向けて、委員会が発足することになっています。なにによらず、会員の皆様方にも率直にご意見を寄せていただきたいと思います。今年も良き年でありますように祈念して、新年のご挨拶といたします。

近畿地方会研究会からのメッセージ

地方会所属の研究会は、8つあります。会員諸氏にその存在と活動を知ってもらうとともに、気軽に参加をしていただきたいこともあって、年頭にあって各研究会に今年度の抱負などを含めたメッセージをお願いいたしました。

職業性腫瘍研究会

世話人代表 森永 謙二

編集委員会から研究会の存在の周知とその活動を広く紹介することの目的の一つとして、「今年の抱負」を述べるようにとのことでしたが、今年も例年同様に、測定・実験・疫学の各分野が一緒になって、共通課題に取り組みたいと思っています。

なお、これまで検討した課題を紹介すると、「umu-テストによる変異性試験」、「アスベスト」、「クロム」、「ベンゼン」、「ビスクロロメチルエーテル」、「人造鉱物繊維」、「リスクアセスメント」、「重金属の発がん機構」、「ディーゼル排出ガス」等です。

本研究会は他の地方会にはないユニークな会であります。特化則等の化学物質の規制に関するあり方の検討も含めて、今後とも続けていきたいと思っています。

是非こんなテーマを取り上げて欲しい、といった希望がありましたら、お知らせ下さい。

産業精神衛生研究会

世話人代表 藤井 久和

今年の抱負を語る前に、近年の産業精神衛生の動向について、簡単に報告いたします。

職場・家庭・社会構造の著しい変遷は、働く者のストレスを増大させ、各企業も産業精神衛生に、前向き積極的に取り組まれるようになってきました。

産業精神衛生面の研究も数多くなり、日本産業衛生学会で発表されたり、同学会での産業精神衛生の自由集会は、盛大となり活発な議論が展開されるようになってきました。

しかし研究の性質上、産業精神衛生研究会の意義は失われることなく、年1回、関東・中部・近畿・西部地区の順で開催されています。

平成5年2月に第34回の研究会を大阪で開催し、平成6年2月には西部地区で開催される予定です。T H Pの心理相談員研修を受けた方の参加も目立ちます。

なお、平成5年11月に「産業精神保健学会」の設立発起人会（会長：加藤正明先生）が開催され、産業精神衛生研究会と車の両輪ようになって発展すると期待しています。

なお、産業精神衛生は「大切だ」といわれる割には、研究成果を数値として表わすのに長い年月がかかること、職場での心の病者の実態を公表するには「企業イメージが下がる」という偏見が根強くあることなどは、残念に思います。

そのために、現在の研究はアンケートによる調査報告や事例報告が、主流を占めています。

近畿地方会では、今年から関西の「よさ」を生かした実践的な事例対応について、コ・メディカルの方や人事・厚生担当者

の方も研究発表をされ、さらに各職種の方による事例対応に関する「シンポ」にまで、発展するように祈っています。

ともかく、働く人の「心の問題」は長く関与すればするほど「味」が出、心の病者や企業主から信頼され、研究成果も自然に多くなると考えています。

最後に、近畿地方会員の皆様が産業精神衛生面に、一層の関心を持たれるようお願い申し上げ、新年のご挨拶にさせていただきます。

産業看護研究会

世話人代表 吉田 靖子

近畿地方会に産業看護研究会が発足して15年になります。今、研究会の案内を発送している看護職は約150名働く職場も様々、抱える問題も多様になっています。

このような現状の中で、年2回研究会を開催していますが、「会員のニーズにあった内容を」と頭をいためているところです。会員の皆さん方の積極的な意見により研究会活動を活発にしたいと願っています。

今後の活動方針としましては

- 1) 「産業看護の専門性」についての討議・検討・学習の機会提供
- 2) 産業看護部会活動の意義の徹底と産業看護部会入会の推進、産業看護像（産業看護の定義・産業看護職の役割）がまとまり、その活動基盤の専門職の組織として産業看護部会は発足しましたが、入会状況は低調です。そこで

①産業看護部会活動の意義の徹底

②看護部会入会を推進する活動（日本産業衛生学会員でなければ産業看護部会入会はできない）

③近畿地方会準会員制度廃止（'94. 4. 1）に伴う準会員看護職への学会入会の推進

④近畿地方会産業看護部会発足の促進

など、近畿地方会での産業看護部会活動の受け皿としての基礎作りの活動などを推進したいと考えています。

（文責 上田美代子）

中小企業衛生問題研究会

世話人代表 水野 洋

先年来支部活動の活性化が叫ばれ、地方会の研究会の活性化に関しては結局のところ、遊休研究会の統廃合ということで最終したように思えます。出発の数年間以来地方会の研究会としてはほとんど遊休研究会であった「中小企業衛生問題研究会」はどうしたことが当面存続ということになりました。私としては活性化ということが休眠研究会を統廃合することにつながるとは思いません。研究会には出来るに際しては多大の理由があっ

たわけですから休眠の時期があっても、意志のある人々が出てきた時には当然動くと思います。廃止してよろしいかの問合せに当研究会としては検討する機会もなく回答しなかったためかも知れませんが「中小企業衛生問題研究会」は今も生きながらえています。

全国的な「中小企業衛生問題研究会」は一昨年、代表世話人が車田先生から徳永先生へバトンタッチされ、本年1月には仙台で、来年2月5日(土)には金沢市の石川県医師会館ホールでと従来開催されなかった地方の地域で開かれたり開かれます。各々の地方会の方で「中小企業労働衛生」に関心を持ちタッチしている方々の御努力によるものです。

中小企業の労働衛生問題は実践的課題として極めて重要であることは云うまでもありません。そして多くの研究会がタテ線のテーマ別のものであるのに対して、これは横断的な課題でもあります。しかも正式には「衛生問題」と幅広い設定で当初からスタートしていることにも留意して下さい。従って本来地方会の本研究会が遊休あるいは休眠研究会であったことは大変地方会としても取入るべきことだったのですが、全国的研究会の縁の下の活動をしていたという言い訳で逃れてきたのが実情です。幸か不幸か当面存続させられることになりましたので「夢物語」でもよいかとのことですので書いたのですが、出来るだけ早く地方会としての本研究会をたとえ僅かの参加者でも開いて行きたいと思えます。また地域ごとに特色もありますので近畿7府県を順次廻るぐらいのつもりで検討してみたいと考えます。しかし協力者が生まれませんと動きがとれません。活性化というのは本当に重要な課題に積極的に動くという自発性だと思えます。

産業衛生技術研究会

世話人代表 田淵武夫

産業衛生技術研究会は産業衛生に関わる測定技術の向上を目的に1969年に発足し、今年で25年になります。この会の最初の取り組みは鉛中毒予防規則の健診項目であった尿中コプロポルフィリンの測定に関してでした。このとき実施した尿中コプロポルフィリンのクロスチェックは各健診機関(測定機関)における測定技術の向上と技術レベルの統一に大いに役に立ったと思います。その後も尿中 δ -アミノレブリン酸のクロスチェックなども行いましたが、1978年以降は講演会や研究発表形式の研究会を毎年行ってきました。しかし最近では参加者もだんだん少なくなって、1991年に有機溶剤中毒研究会と合同で聞いて以来開催できていません。

これは私たち世話人の怠慢(このことが何よりも大きいのですが)に加えて、近年の測定機器の進歩や測定技術の全体的な向上、特殊健診項目の改定などにより各測定機関での測定技術上の悩みや問題点が少なくなってきていることも一因かも知れません。世話人会では、この研究会の閉鎖も話題になりましたが、時代の変化に対応した新しい発想での研究会として存続する方向で考えていこうということになりました。今年度は会員の皆様のご意見もお聞きしながら、何等かのかたちで開催したいと思っています。

上記以外にも地方会研究会としては、以下のものがあります。今年度の活動については、ニュースNo14に掲載されている各研究会連絡先にお問い合わせください。

職業性筋骨格系障害研究会

有機溶剤中毒研究会 じん肺研究会



第33回近畿産業衛生学会を開催して

第33回学会長 山下 節義

1993年11月13日(土)、第33回近畿産業衛生学会を奈良県医師会のご後援をえて橿原の地で開催しました所、早朝から雨の降りそうな空模様続きの上に午後にはとうとう雨も降り出しついには激しい雨と言う大変に条件の悪い中で学会開催であったにもかかわらず、会員各位には多数ご参加頂き誠に有難うございました。会場での参加受け付け数は約150人となっております。

また、今回は、学会参加で「日本医師会認定産業医制度」による生涯研修単位2単位が取得できることが認められましたので、産業医の先生方には多数単位認定申請の手続きをして頂きましたが、多少なりとも生涯研修のお手伝いが出来たものと思っております。

演題数は24題と昨年の滋賀での学会に比べやや演題数は少なかったのですが、午前中は2会場に別れ午後は1

会場で演題発表がおこなわれ、なかなか活発な議論をかわして頂きました。発表演題の内容は、有機溶剤や鉛等の有害化学物質関連の演題が12題、健康管理・メンタルヘルス関連の演題が12題となっていました。

2つの会場はいずれも収容定数200以上の臨床講堂であったため、いささか空席が目立っていましたが、健康管理関係を扱っていた第2会場の方がやや参加者が多かったように思われました。

「快適職場づくりと産業医活動」と題したシンポジウムでは、天理大の近藤雄二先生は、「職場の変化と快適職場指針」と題して職場における疲労・ストレスに関わる健康問題を取り上げ「作業管理規程」や「快適職場指針」との関係で検討した結果を、豊富なスライドを紹介しながら話されました。奈良医大の車谷典男先生は、

「職場に於ける筋骨格系障害の経験から」と題して経験をふまえながら、「静的筋負担や動的負担、さらには不自然姿勢等作業様態に起因する健康障害」について、その今日的な位置付けと職場対策の実際についてスライドを紹介しながら話され、また、産業医の関わり方や役割についてのお考えの一旦を紹介されました。更に、大阪府立公衆衛生研究所の夏目 誠先生は、「職場に於けるストレスと職場不適応症の臨床経験から」と題して、「快適職場とは、職場ストレスが適度なレベルにある企業」と、経験例をお混ぜながら職場でのストレスや職場不適応症の実際とその対策について話され、また、職場ストレスは、今後も増加していくと考えられるとして、快適職場づくりのためのストレス・コントロールの重要性が高まっていくと結論しておられました。

なお、昼休みの時間を利用して近畿地方会の評議員会が開催され、地方会会則の改正案が審議されましたし、午後のシンポジウムに先立ち、堀口地方会長のご挨拶のあと会員多数参加の下で、昭和53年以来5期15年の長きにわたり地方会長をお務めになった三浦武夫先生に対する名誉会長の称号授与式が行われました。また、学会終了後の懇親会では、堀口地方会長のご挨拶と藤木事務局長の乾杯の音頭に引き続き参加者一同和気あいあいと和やかな一時を過ごすことが出来ました。

学会の状況は以上の通りです。おかげ様にて、悪天候にも拘らず多数ご参加頂、比較的盛況のうちに学会を運営することが出来たと、まずはほっとした次第です。また、近畿地方会で「学会の活性化」が課題になっております今日を考え、特別企画や座長には気鋭の学会関係者にご登場頂きましたが、ご参加頂いた会員各位にはなにかとご協力頂いたこともあり、その目的にいささかなりと応え得たものと思っております。

いずれにしても、このように比較的盛会裏に学会をおえることができたのも、産衛近畿地方会の堀口会長を始めとする会員の皆様方のご協力ご支援の賜物であり、また、ご後援頂いた奈良県医師会のご援助の賜物と篤く御礼申し上げます。

最後に、奈良医大を会場とした近畿産業衛生学会の開催は6年前の第27回に続いて今回が2回目となりますが、衛生学教室が事務局を担当しての開催は今回がはじめてであり、ご参加頂いた会員の皆様方にはとうていご満足頂ける内容にはほど遠いものがあったのではないかと気にしている次第です。また、プログラムの編成や座長の人選等の面で、関係者の皆様方にはなにかとご迷惑おかけしたことと思ひますし、また、種々ご不満もあったことかと存じます。当日の不手際の数々と共に、重ね々々お詫び申し上げます。

第33回近畿産業衛生学会一般演題

座長のまとめ

近畿産業衛生学会時の発表抄録は、産業医学に掲載されますが、各発表のまとめを座長の方々に執筆をお願いいたしました。

座長 園藤 陽子 (関西医大・公衆衛生)



101 ラッカーシンナー飲用後の血清中および尿中シンナー成分物質とその代謝物の動向 (寺本 敬子ら, 大阪市大・医・環境衛生), 102 混合溶剤暴露労働者における健康影響と代謝修飾について (鶴飼博彦ら, 京都工場保健会), 103 メタクリル酸メチル捕集の拡散型

サンプラーについて (河合 俊夫ら, 中災防・大阪センター), 104 メタクリル酸メチル暴露に伴う尿中メタノールの排泄 (池田 正之ら, 京大・医・公衆衛生), 105 前夜の飲酒が有機溶剤の代謝に与える影響について (阪口ゆかりら, 近畿健康管理センター)

101 はシンナー飲用による急性中毒患者における血清

及び尿中シンナー成分の減衰の報告で、半減期は比較的長く、尿中メチル馬尿酸で顕著と報告された。シンナー成分比と生体データとの不一致については成分分析をしておらず、透析廃液による摂取量の算出も可能であるが実施できなかったのでは何とも言えないと回答された。キシレンのような脂溶性の溶剤でも分子量が小さいので透析は有効とのことであった。

102 と 105 は混合溶剤暴露時の代謝に関する演題で、102 は MEK と IPA がトルエンの代謝を修飾するか否かを検討したが、低濃度では影響は見られなかったと報告し、混合暴露における代謝物の評価については相加法を用いていないと回答された。105 は前夜の飲酒による影響はトルエン、キシレン、MEK の代謝に関してはみられなかったと報告し、常習飲酒者とそうでないものとを区別できなかったため今後例数を増やして検討したいとの答えであった。

103 と 104 はメタクリル酸メチル (MMA) のサンプラー及び生物学的モニタリング法の開発についてで、拡散型サンプラーとしては活性炭吸着-C S₂ 脱着が最良であり、MMA の単体使用現場においては尿中メタノールが

生物学的モニタリング指標として適用可能と報告された。

座長 米増 國雄(奈良医大・公衆衛生)



106鉛暴露指標としてのFEPの再評価(その5)(品川 興造, 大阪市大・医・環境衛生), 107鉛暴露作業者の尿中アルブミン排泄の測定(小西 謙次ら, 大阪市大・医・環境衛生), 108血漿鉛の測定法に関する研究(平田 衛ら, 大阪府立公衛研・労働衛生), 109飲酒行動の遺伝的制御因子とその身体的健康度への影響(第5報)-簡便なPCR-RELP法によるALDH2遺伝子型検出法の開発-(竹下 達也ら, 阪大・医・環境医学), 110ライフスタイル環境要因の遺伝影響評価(第1報)-有害化学物質によるヒトリハンパ球小核誘発の動特性-(牟礼 佳苗ら, 阪大・医・環境医学)

106~108の3題は鉛曝露に関するものであり, 106では, 曝露指標として血液の酢酸エチルによる酸性抽出物(EFP)が血中鉛レベルによく相関, EFPは亜鉛結合型プロトポルフィリンと遊離プロトポルフィリンの総和に非常に高い相関をもつことを報告, EFPが鉛曝露指標としてきわめて有用なことを示唆した。107では, 鉛の腎毒性を鉛ハンダ工場と再生鉛精錬所に勤務する男子労働者の血中鉛レベルと尿中アルブミン, β_2 -ミクログロブリン, NAG活性を測定, 鉛の慢性曝露による腎機能異常には尿細管再吸収能低下に加え糸球体基底膜障害が関与している可能性を示唆した。108は血漿鉛の測定法に関する報告で, 血漿に硝酸を添加, 除蛋白した上清を原子吸光分光光度計により測定, $0.2-2 \mu\text{g}/\text{dl}$ の鉛レベルで直線からなる検量線を得, このレベルでの鉛の鋭便で正確な定量を可能にしている。

109は, アルコール感受性をアルデヒド脱水素酵素(ALDH2)の遺伝子型により分類, 飲酒行動を予測しようとするものであり, 本酵素遺伝子の1塩基を変換したprimerを作成, 通常型と変換型の制限酵素への切断のちがいを利用してPCR-RFLP(制限断片長多型)法により, ALDH2 遺伝子型を判定しようとする報告であり, アイソトープ標識プローブを必要とすることなくRI管理区域以外の通常の実験室でも簡単に行われるものであり, 推奨できる方法と思われた。

110は, mitomycin Cとcolchicineを用いたヒトリハンパ球小核誘発試験についての報告であるが, in vitro小核試験を行い, さらに小核規模(主核直径に対する大きさで規模を半定量化)の出現頻度の割合を知ることで, 従来の細胞分裂抑制法などと異なり, 使用薬剤の動特性を見出すことに成功, 環境変異原物質曝露状態想定への適用性をも示唆するものと思われる。

座長 河野 公一(大阪医大・衛生公衆衛生)



201教職員のドック・総合健診後の受診行動と現況(三浦 康代ら, 公立学校共済組合奈良支部), 202ドック受検者にみる疾病(異常)の分布(稲田 雅美ら, 京都通信病院), 203K事業所における運動機能チェックの運動習慣への影響(橋爪 芳子ら, 近畿健康管理センター), 204冷凍倉庫作業と血圧変動(宮下 和久, 和歌山医大・衛生), 205某鉛亜鉛精錬所における二つの試験紙法による検尿比較(菰池 義彦ら, 住友病院・産衛研)

201は人間ドック, 総合健診を受診した教職員3239名に対して二次健診等の受診行動と現況についてアンケート調査を実施しその結果を分析した報告である。学校教職員の健康管理に対する学校保健法と労働安全衛生法のかかわり方などに関して質疑があった。未受診者や要経過観察者への保健指導や事後指導のあり方など今後の研究の展開が期待される。

202は人間ドックを利用した郵政省職員600名を対象に各臓器別(各項目別)の有所見率について, スクリーニングの成績をもとに健康管理のあり方を踏まえて考案を行った報告である。血清コレステロール, 中性脂肪などの基準値について, 異常者の割合が高い点について, さらに喫煙の有無による胸部レ線などの差についての質疑がなされた。今後の追跡調査の結果が待たれる。

203はある事業所で運動機能チェックを3年間継続して受診した男性229名を対象として, 運動機能(筋力, 瞬発力, 敏捷性, 持久力など)を判定するとともに, 運動状況を把握するため, アンケート調査を実施しその結果を解析した報告である。運動習慣の有る人の実際の運動内容や, トレーニングの内容, 時間帯などについて, また同一対象者の経年的変化について質疑があった。事業所における運動指導のあり方について, 今後の研究成果が期待される。

204は冷凍倉庫作業6名を対象に, 作業実態と血圧を指標とした循環機能の変化を調べた報告である。血圧の測定時刻と作業内容の関係, 作業者の就業期間や年齢と血圧との関係などについて質疑がなされた。寒冷作業などの特殊作業においても従事者の中高齢化は進みつつあり, 循環機能などへの影響を主題とした研究はますます重要なものになるものとおもわれる。

205はある鉛亜鉛精錬所の従業員を対象に, 異なる2つの試験紙法による尿検査結果の比較を現場, 事務, 下請けの職種別に行った報告である。

血中鉛濃度と検尿結果の関係や, 実際の鉛作業内容や暴露期間と所見との関係についての質疑がなされた。有

害物取扱作業現場での尿所見陽性者の保健管理についてその方法論をふくめて今後の展開が待たれる。

座長 小泉 直子 (兵庫医大・公衆衛生)



206尿の抗変異原作用と個人差について(中村 清一ら, 大阪府立公衛研), 207溶接工にみられた急性ホスゲン中毒と考えられる症例(中田 実, 淀川勤労者厚生協会・社医研), 208慢性腎不全患者における血清中弗素濃度について(臼田 寛ら, 大阪医大・衛生公衆衛生), 209フッ化水素酸火傷におけるグルコン酸カルシウム治療について(河野 公一ら, 大阪医大・衛生公衆衛生), 210デジタイザーを用いたFV波形解析システムによるフローボリューム曲線の解析(目黒 忠道ら, 近畿大・医・衛生)

206は尿の抗変異原作用をumu 試験の変法で調べた結果, 尿の抑制活性は朝高く, 午後低下し, 夜上昇する傾向にあり, 日間変動はなく, またクレアチン量との間の相関も少なかった。成人男子は成人女子, 幼児の約2倍を示したことを報告した。変異原の抑制ではなく亢進作用はなかったか, また年齢層による変化はないかとの質問に対して, いずれもなかったとの回答であった。

207は溶接工に見られた急性ホスゲン中毒の症例が報告され, 文献的には報告が少なく, あっても重症例が多いが, 実際の現場では軽症例がかなりあるとの報告であった。ホスゲンの発生原因物質がフロンであったが, フロンは熱分解によりホスゲン以外に有機弗素系ガスや弗酸の発生もあるので, これらの物質による中毒症状もあるとの助言があった。

208は腎透析患者の血清中弗素濃度は, 透析前の動脈血および解析後の静脈血ではそれぞれ正常人の6倍と, 4.5倍を示し, 透析により容易に除去されず, 骨代謝への影響を考慮した健康管理が望まれると報告したが, 骨粗鬆症に弗化ナトリウムの投与も行われているとの追加発言があった。

209はフッ化水素酸による顔面から頸部にわたる火傷に対して, 十分な水洗後にグルコン酸カルシウムゼリーの塗布が, 治癒状態も良好で, ゼリー中へ局所の弗素が吸収され, 二次的全身障害の可能性も低くなると報告した。現在, 三菱化成と合同で開発し, 試供されているとのことであった。

210はデジタイザーを用いてフローボリュームの波形を解析するシステムのソフトを開発し, FVの読み込み時間, 読み取り誤差, 解析時間について検討した。2~3分でFVの解析が可能であり, 今後気道閉塞性疾患等の病態解析に有用であると報告した。さらに演者より実

際の解析事例が提示された。

座長 宮下 和久 (和歌山医大・衛生)



111メンタルヘルスとクオリティ・オブ・ライフ(QOL)に関する予防医学的研究(第15報)-勤労者のライフスタイルと抑うつ症状との関係-(丸山総一郎ら, 阪大・医・環境医学), 112最近当社で発生した精神障害の原因について(木村 隆ら, NEC関西・

健康管理センター), 113健診有所見者, 長期欠勤者, 長時間勤務者の健康管理(横田 雅之ら, 川崎重工業兵庫診療所), 114長期休業者に対する健康要保護者管理システムの現状(稲岡 瑞穂ら, 三菱重工神戸造船所・衛生課)

111は勤労者のライフスタイルと抑うつ症状との関係を森本の8つの健康習慣およびZungのSDSをそれぞれ用いた研究で, 健康習慣良群が不良群に比しSDS得点が有意に低かったとの報告であった。SDS得点の分布, SDS減少につながった効果の機序, 因果論について論議があった。

112は心身の不調に関する相談事例のうち, バブル崩壊後の経営悪化がどの程度, 従業員の精神・身体不調に関連していたかを検討した報告である。19例中, 業務関連が11例, うち5例が不況による勤務変更起因していたとのことであった。演題の精神障害の定義についての議論があった。

113は某社では, 定期健診, 長時間勤務者健診等の結果から, 健康管理区分を長期要観察(D区分)から休業加療(A区分)まで4段階としているが, D区分118名について健康要管理者健診を行い, 区分管理を見直し, 区分適正化を行ない, 個人指導を強化した結果, 良好な管理が実現したとの報告であった。管理区分の決定, 高血圧症の診断方法について論議があった。

114は長期休業者の休業および復職の際に実施する健康管理システムで, 管理区分の設定, その後の経過観察中の管理区分, 復職時の管理区分の決定, 変更, 解除に関わる問題点, ならびにこれらに関わる職制とのコミュニケーション等が問題点として報告された。入社時の疾病を持つ者の受け入れと以降の健康管理について論議があった。



日本産業衛生学会近畿地方会会則（改正案）

第1章 名称および事務局

- 第1条 本会は、日本産業衛生学会近畿地方会と称する。
- 第2条 本会の事務局は、幹事会の指定するところにおく。

第2章 目的および事業

- 第3条 本会は、産業衛生の進歩をはかることを目的として、次の事業を行う。
- (1) 産業衛生に関する学会等の開催
 - (2) 産業衛生に関する研究会等の開催
 - (3) 地方会ニュース等の発行
 - (4) 産業衛生に関する調査研究
 - (5) その他本会の目的達成上必要な事業

第3章 会員および会費

- 第4条 本会の会員は、近畿地方に在職または在住する日本産業衛生学会の会員とする。
- 第5条 会費は、総会の決議を経て別にこれを定める。

第4章 役員および役員会

- 第6条 本会に次の役員をおく。
- 会長1名、副会長1名、監事2名、幹事若干名、評議員若干名
- 第7条 会長、副会長、監事は、日本産業衛生学会の行う役員選挙と同時に、これと同様の方法で選出する。
- 2 幹事は、会長、副会長および日本産業衛生学会役員選挙によって近畿地方会から選出された理事をもってあてる。幹事に、評議員の中から会長が推薦した若干名を加えることができる。推薦方法等については、会長、副会長および近畿地方会から選出された理事たる幹事が協議し別に定める。
 - 3 評議員は、近畿地方会に所属する日本産業衛生学会評議員をもってあてる。
- 第8条 役員の選出に関する細則は、別に定める。
- 第9条 会長、副会長、監事に、欠員の生じたときには、補欠役員を補充する。
- 第10条 会長は、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 監事は、民法第59条により会務を監査する。
 - 4 幹事は、幹事会を組織し、会務を議決し、執行する。
 - 5 評議員は、評議員会を組織し、幹事会の諮問に応じ、幹事会が総会に提出する議案を審議し、あるいは本会の重要事項につき意見を述べるものとする。

- 第11条 会長、副会長、監事、幹事および評議員の任期は3年とする。ただし再任をさまたげない。

- 2 補欠役員の任期は、現任者任期の残存期間とする。
- 3 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまでその任務を行わなければならない。

- 第12条 幹事会および評議員会は会長が必要と認めたときに招集する。ただし、幹事または評議員の3分の1以上あるいは監事から幹事会または評議員会に付議すべき事項を示して会議の招集の請求があった時は、すみやかに招集するものとする。

- 2 幹事会および評議員会の招集は少なくとも5日前に、その会議の目的である事項およびその内容ならびに日時、場所を記載した文書をもって通知しなければならない。
- 3 幹事会の議長は、会長とする。
- 4 評議員会の議長は、評議員の互選による。

- 第13条 幹事会および評議員会は、それぞれ現在数の過半数の出席により成立する。

- 2 幹事会および評議員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のため、幹事会または評議員会に出席できない幹事または評議員は、他の幹事または評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合、前2項の規定の適用については出席したものとみなす。

第5章 総会

- 第14条 総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、幹事会が必要と認めるとき、監事が民法第59条により必要と認めるとき、または会員の20分の1以上から会議に付議すべき事項を示し総会の招集の請求があったときに開催する。

- 第15条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会の招集は少なくとも5日前に、その会議の目的である事項およびその内容ならびに日時、場所を明記して通知するものとする。

- 第16条 次の事項は総会に提出して、その承認を得なければならない。

- (1) 事業計画および収支予算案
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 財産目録
- (4) 会則に定める事項
- (5) その他幹事会あるいは評議員会で必要と認められた事項

- 第17条 総会の議長は、出席会員の互選による。
- 第18条 総会は、会員の5分の1以上の出席により成立する。
- 第19条 総会の議決は、出席会員の過半数をもってこれを決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 第20条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

第6章 学会、委員会および研究会

- 第21条 会員の研究報告を行うため、近畿産業衛生学会を開催する。
- 第22条 本会の目的を達成するため委員会および研究会を設けることができる。
- 第23条 前条の委員会および研究会に関する細則は別に定める。

第7章 部会

- 第24条 本会に部会を設けることができる。
- 第25条 部会の会員は、本会の会員でなければならない。
- 第26条 部会は、産業衛生の特定分野に関する事業を行う。

第8章 会計

- 第27条 本会の経費は会費、本部交付金およびその他の収入をもってこれにあてる。
- 第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 附 則 本改正会則は平成 年 月 日より実施するものとする。
- 2 本会に名誉会長をおくことができる。

近畿地方会会則の改正については、平成5年5月24日の評議員会、同日の総会で①松下産業衛生科学センターへの事務局の移転②役員会および総会の成立および委任の規定③準会員制度の平成5年度での廃止などが承認されました。しかし本部定款の一部内容変更（平成3年8月31日）を踏まえ、地方会の活性化および民主的運営をめざすことを考えると改正はなお不十分なものとどまっています。

幹事会は平成5年7月30日および10月12日の会議で改正草案を作成しました。幹事会での改正草案と現行会則と本部定款をあらかじめ各評議員に送付の上、平成5年11月13日の評議員会（奈良県立医科大学開催）で審議いただきました。その結果より、上記改正案を得ることができました。幹事会では次年度総会への提出を予定して

おります。地方会ニュースに掲載することにより広く広報し、あらかじめ御意見を賜りたく思います。なお現行会則は地方会ニュースNo15.(2)に掲載しています。ご参照ください。

主な改正点はつぎの通りです。

- ①本部定款のように全文を章だてとし条文を再配置したこと
 - ②事務局の移転ごとの会則の改正の必要をなくすること（第2条）
 - ③地方会予算の大きな比重を占める地方会ニュースの発行を事業活動として明記したこと（第3条）
 - ④現行会則の監査を民法および本部定款にあわせて監事としたこと（第6条）
 - ⑤会長、副会長と理事は別の項目として選挙されるので両者が一致しなかったときのため、会長、副会長も幹事であることとしたこと（第7条）
 - ⑥評議員より選出する幹事の推薦方法等の規定を追加したこと（第7条）
 - ⑦役員選挙、任期について規定したこと（第8条、第9条、第11条）
 - ⑧幹事会、評議員会、総会の招集等について規定したこと（第12条～第15条、第17条、第19条）
 - ⑨予算決算を単年度方式変更のため財産目録を作成し、総会での承認事項としたこと（第16条）
 - ⑩学会、委員会、研究会、部会について規定したこと（第6章、第7章）
 - ⑪会計年度を明記したこと（第28条）
- 御意見、御質問は事務局にお寄せ下さい。総会は例年5月に行われています。日時については地方会ニュースであらためて御案内いたします。会則改正のほか、決算・予算案、事業報告等重要な案件も提出され、例年教育講演会も合わせて開催しています。総会にも御出席お願いいたします。

学会・研究会のお知らせ

第67回日本産業衛生学会のお知らせ

期日 1994年3月21日（月）～24日（木）
 場所 岡山シンホニーホールおよび岡山大学医学部
 学会開催の詳細は産業医学35巻5号、6号に掲載されていますので参照ください。

第41回産業疲労研究会・第34回頸肩腕障害研究会 合同研究会のお知らせ

合同研究会を近畿地方会の協力のもとに京都で開催いたします。

日時 1994年1月22日(土) 10時から17時
 場所 同志社大学今出川校舎
 (〒602 京都市上京区今出川通烏丸東入)
 内容 一般演題
 特別講演「筋肉痛の生理」(予定)
 横田敏勝(滋賀医科大学第1生理学教室教授)
 問い合わせ先(プログラム請求先)
 滋賀医科大学予防医学 埜田 宛(電話/FAX 0775-48-2187) または天理大学 近藤 宛(電話07436-2-3076 FAX 07436-2-6295)

第27回中小企業衛生問題研究会全国集会

メインテーマを「小・零細事業所での労働衛生・快適職場づくり支援ネットワーク」として開催いたします。
 日時 1994年2月5日(土) 9時~16時
 場所 石川県医師会ホール(電話 0762-63-6755)
 (金沢市大手町3-21)
 内容 一般演題
 シンポジウム「小・零細事業所での労働衛生・快適職場づくりと地域産業保健センターの役割」(予定)
 参加費 2,000円
 連絡先 城北病院 電話0762-51-6111 服部 真 宛

第14回アジア労働衛生会議開催のお知らせ

期日 1994年10月15日~17日(月)
 場所 中国北京市
 演題提出及び早期登録の締め切りはいずれも1994年4月30日になっています。パンフレットが日本産業衛生学会事務局にきています。ご希望の方は葉書(産業医学の最近号に折り込まれています)にて学会事務局までお申し込みください(記:京大・医・公衛 池田正之)。

第14回産業医科大学国際シンポジウム 職場における中高年齢者の活性化—識才の世代—

期日 1994年10月19日(水)~21日(金)
 場所 産業医科大学ラマッティニホール
 (北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1 電話093-691-7458)
 上記国際シンポジウムは、45歳から65歳の中高年齢者の就労について、現在の課題を健康、安全、環境、生産性といったキーワードから整理分析し、それぞれの課題に対する解決策を学際的に検討していこうという目的で開催されます。参加ご希望の方は資料を産業医科大学人間工学研究室にご請求ください。

記 録

第3回日本産業衛生学会近畿地方会幹事会

日時:平成5年10月12日(火) 13時30分から16時迄
 場所:エルおおさか6階 603号室
 出席者:堀口, 藤木, 圓藤, 武田, 埜田, 中野, 近藤, 河合, 上田, 岡田, 宮上(順不同)
 欠席者:原田, 小泉, 徳永
 事務局:南, 大原

I. 理事会報告

次回の理事会の議題が藤木理事から報告された。

II. 議事事項

1. 地方会会則および附則について

前回の幹事会等の意見を取り入れた改正案が宮上幹事より示され、活発な討議がなされ改正案が承認された。この改正案を奈良で開催される近畿地方会の評議員会にはかり、来年度の総会にはかかる事が確認された。

2. 地方会の選挙方法について

平成6年の選挙には、選挙規定案(選挙制度)を選挙制度検討委員会を設け作成し幹事会で審議することとなった。委員には圓藤氏、平田氏、船丘氏が適任であるとの意見が出され、承認された。

3. その他

- (1) 研究会の補助について
- (2) 第34回近畿産業衛生学会の開催について
- (3) 第4回幹事会の開催について

第33回近畿産業衛生学会 評議員会議事録

場所: 県立奈良医大 臨床第一講義室

日時: 12時10分から12時50分迄

議長に近藤雄二氏を選び議事進行

出席者 85名(委任状 47名を含む)

1. 地方会会則の改正

近畿地方会の会則改正案について宮上幹事より主旨説明と改正点の新旧の比較説明にあった。

以下の質問がなされた。

- (1) 監査役の現行会則での地位について
 - (2) 本部定款には教育研修および指導医に関する事が定められているが、地方会会則の改正案では、この点についてはどのようになっているのか
- 以上の質問について、宮上幹事よりそれぞれ説明がなされた。

この後、採決に移り賛成者多数(拍手)で承認された。来年度の総会にはかり討議後、議決される運びとなった。

2. 幹事会報告

近藤幹事より幹事会の討議内容の一部が報告された。
(詳細については地方会ニュース参照)

3. 第34回近畿地方会

和歌山で開催されることが決まった。学会長は茂原
(もはら)先生(住友金属)

4. その他

(1) 地方会ニュースの掲載基準について

日本産業衛生学会関連以外でも産業衛生に関する
ものは広く載せていく方針である旨が報告された。

(2) 本部理事会の報告

藤木理事より本部理事会の説明がなされた。

(3) 学会の案内

京都大学 池田先生より

①第14アジア労働衛生会議 平成6年中国 北京で
開催

滋賀医大 岡山先生より

②産業医科大学国際シンポジウム 平成6年 産業
医科大学で開催

三浦 武夫氏に近畿地方会名誉会長の称号を授与



平成5年度の地方会総会で地方会名誉会長に三浦武夫氏が推挙され、全会一致で名誉会長の称号を授与することが決定いたしました。第33回近畿産業衛生学会時に名誉会長の称号授与式が行われました。

三浦武夫先生略歴

- 1941 (S16) 大阪大学医学部卒
同学生理学教室(梶原三郎教授)入室
- 1946 (S21) 大阪府立産業医学研究所(衛生部所属)
- 1948 (S23) 大阪府立労働科学研究所(労働部所属)
- 1960 (S35) 大阪府立公衆衛生研究所(衛生部所属)
同所労働衛生部となる
- 1967 (S42) 日本産業衛生学会理事

- 1972 (S47) 家内労働委員会委員(大阪労基局)
労災委員(大阪労基局)
- 1974 (S49) 労働衛生コンサルタント 保第67号, 同試験委員
- 1977 (S52) 大阪府医師会産業医部会副部長
- 1978 (S53) 日本産業衛生学会近畿地方会会長
公衆衛生研究所 退職
大阪府職業病センター所長(労働部所属)
- 1986 (S61) 職業病センター退職
助労働科学研究所理事
助労働安全衛生研修所理事長
- 1993 (H5) 日本産業衛生学会名誉会員
日本産業衛生学会近畿地方会会長辞任, 同会名誉
会長

編集後記

新年、あけましておめでとうございます。今年は、関西新空港が開港する年でもあり、1面には最新の空港の航空からの写真を掲載いたしました。奈良での近畿産業衛生学会は、盛況のうちに終了いたしました。シンポジウムは、地方学会が教育・研修の場としての機能を持ちはじめた学会にもなりました。また、産業医学誌に掲載されない各演題のまとめを各座長に執筆をお願いいたしました。シンポジウムの抄録も掲載予定でしたが、原稿が間に合わずここでは紹介できませんでした。学会誌で

ご覧ください。ニュースに対するご意見をはじめ、今年もご協力のほどよろしく願いたします。(記:近藤)

編集・企画担当者

(広報担当幹事・事務局員)

武田真太郎, 上田美代子, 近藤雄二, 河合俊夫

宮上浩史, 中野硯夫, 南 勉, 大原昭男

次回発行日 1994年4月1日

次号原稿締切日 1994年3月15日